

# 無底良韶の伝記史料

—『大梅拈華山圓通正法寺開山無底良韶和尚行業記』の訳註—

佐藤秀孝

## 凡例

- 一、本史料は鎌倉末期から南北朝中期に活躍した曹洞宗峨山下の無底良韶（一一三一—一二六一）に関する伝記史料の翻刻・訳註である。
- 二、本史料の翻刻に当たって底本としたのは、花園大学禪文化研究所に所蔵される無著道忠禪師撰述書・自筆写本関係集『諸師行録』二に所収される「大梅拈華山圓通正法寺開山無底良韶和尚行業記」である。『諸師行録』の原本は正法山妙心寺の龍華院に残されている。
- 三、異本が存していなため対校ができないが、山形県米沢市浅川の嶺松山瑞雲院に所蔵される『瑞雲秘書』に載る第三世の満室頼円（？—一二四二〇）が記した「正法開山無底良韶禪師行業記之略」の当該箇所を参考に「記略」として付し、これには返り点を加える。
- 四、底本には改行などは存しないが、解釈の便を図つて全体を内容的に区分し、各箇所に主要な事項についての表題を「」のかたちで挙げておきたい。
- 五、底本の諸師行録本は白文で句読点・訓点・返り点などは付されていないが、ここでは文意を明らかにするために訓読文の読みに応じて原文にも句読点を付する。また小文字で二行にわたって記されている注記の類は「」で表記しておく。
- 六、「峰」と「峯」や「富」と「富」の違いなど本文の異体字・略体字・俗字については、可能な限り底本に忠実に翻刻したい。ただし、明らかに書写体と考えられる例については、活字による表記の問題から、旧字あるいは正字に改めるものとする。（例）圓—圓、舉—舉、號—號、再—再、取—最、參—參、昬—時、韶—韶、爾—稱、發—發、妙—妙、麼—麼など。
- 七、踊り字の「々」に関しては、文の区切りや状況などにより元來の字に改めた場合がある。
- 八、原文は旧字体をそのまま用いるが、訓読文では原則として常用漢字に改め、送り仮名も歴史仮名使いではなく現今の表記に統一する。
- 九、註は読解上に必要と思われる語句の意味を明らかにする範囲に限つておきたい。なお註を付するのに際しては岩手県立博物館編『みちの駒澤大學禪研究所年報第十三、十四號 一九〇〇年十一月

く曹洞の古刹・奥の正法寺』（平成六年七月、補訂三版）や曹洞宗宗宝調査委員会（曹洞宗文化財調査委員会と改称）編『曹洞宗宗宝調査目録解題集2—東北管区・北海道管区編ー』（平成六年九月刊）などを参考にした箇所が多い。

「あくまで本史料を読解することを目的とし、他の諸伝との比較検討を通じた無底良韶伝の総括的な考証は煩瑣にわたるため最小限に留めておきたい。

## 大梅拈華山圓通正法寺開山無底良韶和尚行業記

〔記略〕正法開山無底良韶禪師行業記之略

大梅拈華山圓通正法寺の開山、無底良韶和尚の行業記。

〔出生と鄉閥〕

師諱良韶、字無底。姓藤。正和二癸丑歲正月七日、產能州酒井保藤廣概之家。

〔記略〕師諱良韶、字無底。姓藤原。以正和二癸丑歲正月初七、產能州酒井保藤廣概之家。

師、諱は良韶、字は無底。姓は藤。正和二癸丑の歲正月七日、能州酒井保の藤廣概の家に産まる。

良韶：無底良韶（一三一三—一三六一）のこと。能登酒井保の人。  
永光寺開基家酒井氏の一族三階氏の出身。二三歳で能登總持寺の  
峨山韶碩のもとで出家し、北朝の曆応元年（南朝の延元三年、一  
三三八）に加賀大乘寺の明峯素哲に参する。後に總持寺に戻って  
韶碩の法を嗣ぎ、峨山下二十五哲の筆頭に名を連ねる。奥州（岩

手島）胆沢郡黒石の大梅拈華山圓通正法寺を開創して開山始祖となり、北朝の文和四年（南朝の正平一〇年、一三五五）に永光寺第八世に住持している。北朝の康安元年（南朝の正平一六年、一三六一）六月一四日に世寿四九歳で示寂。伝記史料としては本史料のほか、正法寺所蔵史料として「良韶自叙歴」と『正法寺由來

記「當寺御開山」の項と「正法年譜住山記」「當寺開山和尚」の章と「正法寺歴代住持簿」「開山無底良韶」の項などが存する。また米沢市浅川瑞雲院所蔵『瑞雲秘書』に所収される「正法開山無底良韶禪師行業記之略」は本史料を簡略化したものであるが、独自の記載も存して貴重である。このほかに江戸期の燈史・僧伝としても『延宝伝燈錄』卷七「奥州拈華山正法寺無底良韶禪師」

の章と「本朝高僧伝」卷三「奥州拈華山正法寺沙門良韶伝」と「重統日域洞上諸祖伝」卷一「正法寺無底良韶禪師伝」と『日本洞上聯燈錄』卷二「奥州拈華山正法寺無底良韶禪師」の章が存する。無底・良韶の字または道号。底がない、没底。容器の底がないこと。容れようのない器の意で、底なしの力量を備えて無執着で自由無碍なありようをいう。良韶の道号については後段を参照。

姓は藤・藤原氏の末裔の意。良韶の出身家である三階氏が藤原氏の流れであったことをいう。正和二癸丑の歳正月七日：正和二年は西暦の一三一三年に当たり、正月七日は太陽暦（西暦）では一三一三年二月一日に換算される。生年月日が明確に記されているのは興味深い。

### 〔熊野權現の託宣と黒石〕

元弘辛未歳（師歳十九）感靈夢、參紀熊野山權現、祈一生願滿、通夜在證誠殿睡臥。夢有一老人、自袖中出一箇黑石持焉云、汝須捨俗出家、修行佛法純熟矣、預爲佛法興隆、奇石一箇授汝畢、云々。覺見枕邊有黑石、拜受回矣。

能州酒井保・能登鹿島郡酒井保、いまの石川県羽咋市酒井町に当たる。鎌倉後期の地頭は得田氏の一族と曰される在地領主の酒井氏。文保二年（一一一八）に酒井氏出身の平氏女すなわち海野信直の妻（出家して默譜祖忍尼）が酒井保の山野・田畑を洞谷山永光寺に寄進している。

藤廣概の家・良韶は能登鹿島郡三階（いま石川県七尾市東三階町・西三階町の付近）を本領とした三階氏の出身で、父の名が三階広概と称したことが知られる。良韶の俗兄である三階家秀（七郎太郎）も出家して無藏淨韶と名乗り、峨山下二十五哲の第四番目に列している。また母の性韶尼は永光寺の開基檀越である酒井氏の出身である。ただし、本史料を含めていずれの伝記史料も良韶の幼少年期の逸話や出家以前の消息などを伝えていない。『能登国惣持寺文書』坤に応永六年（一三九九）六月に記された「能登國櫛比庄惣持禪寺寺領并敷地同山等目録之事」が存するが、その中の「羽咋郡分」に「五百石并屋敷一所。在所吉崎。僧良韶・藤原家持寄進」とあるから、良韶は出家する以前には三階家持という俗名であったことが知られる。

〔記略〕元弘元辛未〈師歳十九〉感靈夢、詣記之熊野山大權現、祈二生滿願、通夜在證誠殿睡臥。夢一老人自袖中出一箇石持焉云、汝須捨俗出家、佛法修行純熟矣、預爲佛興隆、奇石一箇授汝畢。覺見枕邊有黑石、拜受歸。

元弘辛未の歳（師歳十九）に靈夢を感じて紀の熊野山權現に参じ、一生の願の満つるを祈り、通夜、証誠殿に在りて睡臥す。夢に一老人有り、袖の中より一箇の黒石を出だして焉れを持ちて云く、「汝須捨俗出家、佛法修行純熟矣、預爲佛興隆、奇石一箇授汝畢。覺見枕邊有黑石、拜受歸。」

元弘辛未の歳（元弘元年（一二三三一）に当たる。この年は元徳三年に当たるが、後醍醐天皇（尊治、一二八八—一三三九、在位は一三一八—一三三九）が鎌倉幕府打倒を図った元弘の変が起こってゐる。鎌倉幕府は後醍醐天皇を廢して八月九日に元弘と改元し、九月に光嚴天皇（量仁、一三一三—一三六四、在位は一三三一—一三三三）が即位している。

師の歳は十九：それ以前の幼年期から少年期における良韶の消息は何ら知られていない。おそらく在地の土豪の子息として文武の研鑽に努めていたのである。

靈夢：神仏が示した不思議な夢。神仏のお告げが現われた夢。

紀の熊野山權現：良韶は紀伊（和歌山県）の熊野山權現に参詣した

とされるが、熊野三山のなかでも熊野本宮（本宮）に到つて

いる。熊野本宮大社（熊野坐神社とも）は和歌山県東牟婁郡本宮町本宮に存し、祭神は家都御子神（けつみこのかみ）である。他

界信仰の聖地で、古くから仏教と深く習合し、山岳修驗靈場とし

て著名。權現は仏菩薩が衆生を救うために種々の姿をとつて權に現われること、とくに仏菩薩が化身して日本の神として示現すること。本地垂迹説に基づく。熊野本宮の本地は阿弥陀如来である。一生の願の満つるを祈り・生涯の願いごとが満つるのを神仏に祈ること。

通夜：通宵、夜通し、一晩中。仏堂に参籠して終夜に祈願すること。

証誠殿：熊野三山のうち熊野本宮のことと、『正法寺由來記』「當寺御開山」の項では「熊野本宮清淨殿」と記される。熊野第一宮の本地である阿弥陀如來を証誠大菩薩と称し、証誠とは眞実（誠）であることを證明する意。とくに阿弥陀仏の誓願が誤りなきを証明すること。

睡臥：ねむること。横になつて睡眠を取ること。

一老人：熊野權現とくに熊野本宮の祭神である家都御子神の化身か。一箇の黒石：一つの黒い色の石。鉱物の石胆の類か。奥州黒石の正法寺には開山遺宝の一つとして「熊野神託宣石」と称される黒い

石が所蔵されている。

俗を捨てて出家す・世俗を捨てて出家の比丘（男僧）となること。

良韶が出来する機縁として熊野権現の神託が述べられている。

純熟・十分に熟する、よく和らぎ睡むこと。煮詰まつて不純物がなくなること。

奇石・奇妙な石、珍しい不思議な石。

拝受して回る・拝受は恭しく受け頂くこと。人から贈られたものを

拝して受けること。奇石を手にして郷里能登の俗家（三階家）に帰ったのであるう。

「総持寺の峨山韶碩に投じて得度受戒」

建武元年甲戌歳（師歳二十二也）、入總持於峩山室、剃度得菩薩戒。尋常純一、辨道工夫。

〔記略〕建武元甲戌（師歳二十有二）、入峩山和尚于總持、落髮得菩薩戒。

建武元年甲戌の歳（師の歳は二十二なり）、総持に峩山の室に入り、剃度して菩薩戒を得たり。尋常純一にして、辨道工夫す。

建武元年甲戌の歳・建武元年（一二三四）のこと。ときの天皇は建武の新政をなした後醍醐天皇であり、この年一月二九日に元弘四年が建武と改元されている。在地の土豪三階氏の子息として生まれた良韶の出家が鎌倉幕府の滅亡や建武政権の樹立といった時代の大きな変動と関わりが存したか否かは定かでない。

師の歳は二十二なり・正法寺所蔵「良韶自叙歴」でも二二歳で出家して宅を捨てたとするが、燈史・僧伝では弱齡にして俄に世相を厭うとする。

総持・能登（石川県）鳳至郡櫛比莊（いま鳳至郡門前町）に存し詳しい。

巌山・峨山韶碩（韶碩とも、一二七六—一三六六）のこと。韶碩は能登羽咋郡瓜生田の源氏の出身。比叡山で落髮受戒し、加賀（石川県）大乗寺の巌山紹璉に投じて徳治元年（一一〇六）悟道する。紹璉の晩年に能登の総持寺第二代を継承し、永光寺第四代にも輪住している。北朝の貞治五年（南朝の正平二年）一〇月二〇日に九歳で示寂。五哲なし二十五哲と称される多くの門人を育成して曹洞宗大發展の基礎を築き、門流の峨山派は全国展開を果たしている。良韶は韶碩の筆頭の法嗣。韶碩の伝記史料として『総持二代御喪記』『総持二代和尚抄箋』と『総持第二世峨山和尚行状』と『諸嶽開山二祖禪師行錄』と『仏祖正伝記』『五祖能州洞谷韶碩禪師』の章と『洞谷五祖行実』『洞谷第四祖大雄菴開基總持二世巌山和尚伝』などが知られる。

韶禪師行業記之略でも良韶が総持寺の韶碩の室に投じて剃髪受戒したことを伝えているが、後世の燈史・僧伝では明峯素哲のもとで得度したかのごとく記されるようになる。

菩薩戒：大乗の菩薩が受持すべき戒律。『梵網經』などに説かれる三聚淨戒・十重禁戒・四十八輕戒などを指す。曹洞宗では三帰戒・三聚淨戒・十重禁戒の十六条を仏祖正伝菩薩戒とする。この記述によれば、良韶は二三歳で得度した際、直ちに韶碩より菩薩戒を授与されていることになる。

尋常純一：日頃の行業が純一無雜であったこと。尋常は普段・日頃。純一は純粹なこと。

辨道工夫：弁道は仏道に精進すること。工夫も努力・骨折り。仏道を成就するために行なうさまざまな手間暇のことと、とくに坐禅を行ずることをいう。

### 〔大乗寺の明峯素哲との商量〕

暦應元年戊寅の歳、始めて明峯素哲和尚を大乗に依り、便ち問う、「初心の学徒、作麼生行履去。峯云、有古德一則公案、汝能見得。乃舉香嚴上樹之因縁。師工夫不得其的、十二時中提撕去忘飲食。

### 〔記略〕コノ一段ノ記事ナシ

暦應元年戊寅の歳、始めて明峯素哲和尚を大乗に依り、便ち問う、「初心の学徒、作麼生か行履し去らん」と。峯云く、「古徳に一則の公案有り、汝、能く見得せよ」と。乃ち香嚴上樹の因縁を挙す。師、工夫するも、都て其の的を得ず、十二時中、提

撕し去りて飲食を忘る。

暦応元年戊寅の歳・北朝の暦応元年（南朝の延元三年、一三三八）に当たる。建武政権が崩壊し、南北朝の動乱に入っている。

明峯素哲和尚・明峯素哲（初名は常禪、一二七七—一三五〇）のこと。加賀の高権氏。比叡山で落髮受具して京都の東山建仁寺に投じ、加賀大乗寺の鎌山紹瑾の門に入る。遍参して臨済宗法燈派の

恭翁運良（仏林惠日禪師、一二六七—三四一）に參學して後、紹瑾の法を嗣いで「四門人六兄弟」の第一位に名を連ねる。紹瑾の門流を束ねる僧録として能登永光寺や加賀大乘寺を繼承し、越

中（富山県）水見の海慧山光禪寺を開創する。北朝の觀応元年（南朝の正平五年）三月二八日に七四歳で示寂。伝としては燈史・

僧伝のほかに明峯派の寂庵道光（？—一七五五）が撰した「光禪開山老和尚行業記」が存する。「正法開山無底良韶禪師行業記之略」では、なぜか素哲への參學記事を省略して伝えていない。

大乘・加賀（石川県）押野莊野々市（いま金沢市長坂町）に存した東香山相樹林大乘護國禪寺のこと。大乘寺は高権家尚（英俊居士、？—一三三九）が創建し、永平寺の徹通義介（義鑑、一二一九—一三〇九）を開山に挙請した禪刹であり、当時は曹洞宗發展の拠点ともいいうべき位置にあった。第二世に鎌山紹瑾が住して活躍し、第三世には臨済宗法燈派の恭翁運良が就いたが、山内の不和から退転し、その後、暦応元年かその前年の建武四年（延元二年、一

三三一七）に第四世（後世は第三世）として素哲が入院している。館残翁『加賀大乘寺史』や石川県立美術館編『加賀の古刹・大乘寺の名宝』などに詳しい。

初心の学徒・初心は仏道に志して未だ月日の浅い者。初学者・晚学とも。叢林生活の初心者が初めて修行道場に入ることを乍入叢林（乍めて叢林に入る）ともいう。

作摩生・作摩生・作没生とも。如何の意。どうして・どのように・どのような。

行履・行李とも。日頃の修行のありかた。行住坐臥など日常の起居動作。

古德・古聖先徳の略。往古の徳の高い人。とくに昔の仏祖をいう。公案…もと公府の案牘すなわち政府の裁決案件、公の法律条文のこと。禪宗では仏祖が開示した仏法の道理そのものとなり、とくに經典や祖録から範となる古則を公案と称する。公案禪の隆盛は南宋初期の大慧宗杲（妙喜・普覺禪師、一〇八九—一一六三）に始まるが、日本曹洞宗でも南北朝期に入ると公案の参究が盛んに行われていたことが知られる。

見得・見て取る。見は知る、徹見する。得は動詞の後について可能・完成をあらわす。

香嚴上樹の因縁・「香嚴上樹話」という古則であったとされるが、

これは唐代に活躍した鴻山下の香嚴智閑（襲燈禪師、？—八九八）が示した公案であり、「無門関」第五則に「香嚴和尚云、如下人上樹、口啞<sub>二</sub>樹枝、手不<sub>レ</sub>攀<sub>レ</sub>枝、脚不<sub>レ</sub>踏<sub>レ</sub>樹、樹下有<sub>レ</sub>人問<sub>レ</sub>西來意。不<sub>レ</sub>對即違<sub>二</sub>他所問、若對又喪身失命。正恁麼時、作麼生對」である。樹に上って口に枝を咬み、手も足も用いられないとき、樹下に人があつて祖師西來意を問うたならば、どのように対処するかを迫るものである。

工夫：功夫とも。ここではとくに古則公案を深く参究する意。

十一時中：一日を十二に分けたもの。夜半・鶏鳴・平旦・日出・食

時・禹中・日中・日昳・晡時・日入・黄昏・人定のこと。一昼夜。一日中。転じて終日。常に。今までいう四六時中・二十四時間中に当たる。良韶と同時代に活躍した明峯下の大智（一二九〇）一三六八）に「十二時法語」が存する。

提撕：後進の人を教え導く。耳に口を近づけて懇ろに諭し教えること。師が弟子を指導すること。ただし、ここでは自ら奮い起こして公案を工夫参究すること。

飲食：飲むことと食べること。飲み食い。禪門では朝粥には粥を、中食・薬石には飯を食べるほか、喫茶の風習が存する。

### 〔明峯素哲の印証を得る〕

翌年三月一日、當五更定中有省、直上方丈云、某甲有一句。峯云、汝作麼生會。師乃舉所解。峯笑云、汝今既得、庭柏・麻三斤・萬里一條鐵・須彌山、皆以此箇眼目也、汝善護持着。師九拜去。雖然於道未休。

### 〔記略〕コノ一段ノ記事ナシ

翌年三月一日、五更の定中に当たつて省有り、直ちに方丈に上りて云く、「某甲に一句有り」と。峯云く、「汝、作麼生か会す」と。師乃ち所解を挙す。峯、笑いて云く、「汝、今既に得たり、庭柏・麻三斤・万里一条鐵・須彌山、皆な此箇の眼目を以てするなり、汝、善く護持せよ」と。師、九拜して去る。然りと雖も道に於いて未だ休せず。

翌年三月一日：北朝の曆応二年（南朝の延元四年、一二三九）に当たる。三月一日と明記するのは本史料のほかには「良韶自叙歴」

五更の定中：五更は夜を五つに分けた五夜の最後で、現在の午前三のみである。

時頃から午前五時頃の間。夜が白む暁天、明け方に当たる。定中は禪定の最中すなわち坐禪中のこと。禪寺では五更に起床して暁天坐禪に努める。

省…明らかにすること、会得すること。省悟。悟ること。  
方丈…住職の居間・寢室。一丈四方の居室の意。通常、方丈は法堂の東側に建てられている。

某甲…それがし。わたし。第一人称。△甲とも。

所解…自分が理解した内容。悟ったところ。參禪辨道して自ら見究めた境地。

庭柏…南泉下の趙州從諗（眞際大師、七七八—八九七）がなした

「趙州庭前柏樹子」の古則。『無門閑』第三七則に「趙州因僧問、如何是祖師西來意。州云、庭前柏樹子」とある。初祖達磨が西から来た真意とは仏法の大意のこと。仏法の真理を眼前の柏樹子をもって示した古則。

麻三斤…雲門下の洞山守初（崇慧大師、九一〇—九九〇）がなした

「洞山麻三斤」の古則。『碧巖錄』第一二則や『無門閑』第一八則に「僧問『洞山』、如何是佛。山云、麻三斤」とある。麻三斤とは一着の袈裟を作る麻の重さ。仏とは何かの問いに、仏を他に求めるのではなく、一着の袈裟を掛けた自分自身を置いてほかに仏などないことを示す古則。

万里一条鉄…唐末五代に活躍した曹洞宗の石門文献継がなした「石門万里一条鉄」の古則のことか。『景德伝燈錄』卷二〇の石門・文献の章に「因般若寺遭<sub>レ</sub>焚、有<sub>レ</sub>人問曰、既是般若、為<sub>レ</sub>什麼<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>火燒」。師曰、万里一条鉄」とある。万里一条鉄とは一切平等の堅固な世界。万里のあいだ一條の鉄をもって貫くこと。

須弥山…雲門宗祖の雲門文偃（匡真禪師、八六四—九四九）がなし

た「雲門須弥山」の古則。『雲門匡真禪師広錄』卷上や『宏智頌古』第一九則に「僧問『雲門』、不起<sub>レ</sub>一念<sub>レ</sub>、還有過也無。門云、須弥山」とある。一念の妄想分別が起こらない場合でも罪過があるか否かを問う。須弥山は古代インドの宇宙観で、世界の中央にあるとされるスマーレルSumera山（妙高山）のことで、ここでは罪過弥天の意。

此箇の眼目…此箇は此（この）に同じ。箇は意味のない接尾語。眼目は主眼点・要点。ものとの眞実を見究める力量。

護持…護り保つこと。保護維持すること。着は著と同じく句末にそえて命令を表す。

九拜…坐具を展べて九度礼拝すること。禪宗における最上の礼拝。

道に於いて未だ休せず…仏道においていまだ眞の休歇（大安心）を得ていないこと。「良詔自叙歴」でも同様に記す。

## 〔峨山韶碩の法を嗣ぐ〕

暦應四辛巳年七月十日、參峩山於總持、匡洞上源脈、嗣道元六世正統作上足、被授曹溪六祖所附法衣（此衣鷲絲桐竹紋鵠色、又有表相修多羅玉環俱存也。自永平元到正法無底六傳、代々所附年月日有別記。鉢色量得嫡資一人口授來也、洞上無二重寶也）。寶鏡三昧（佛祖祕傳御持舉世知者、洞山偈也。曾不得其傳、和漢諸師、從之宜也）。卵形未分（大陽曲折也、永平已下諸師、峩山下諸師有著語也）。古曲（有二十卷定數、大陽投子附法緣舉世所謂大畧也。非嫡子不會其所由也）。如淨口授真筆（有定數、懷粹已下不分與餘資、正統一人耳傳之來）。佛舍利（此舍利、昔日道元在延暦寺時、山王權現授之也）。不犯名目祕書許多般畢。

## 〔記略〕遂蒙峩山之大法。

暦應四辛巳の年七月十日、峩山を總持に参じて洞上の源脈を匡し、道元六世の正統を嗣ぎて上足と作り、曹溪六祖が附する所の法衣（此の衣は鷲絲・桐竹紋・鵠色、又た表相に修多羅・玉環有りて俱に存するなり。永平の元より正法の無底に到りて六傳し、代々に附する所の年月日、別記有り。鉢色量、嫡資一人を得て口授し來たるなり、洞上無二の重宝なり）と『寶鏡三昧』（仏祖の秘傳にして世を挙げて知る所の者、洞山の偈なり。曾て其の伝を得ず、和漢の諸師、之れに従うこと宜しきなり）と『卵形未分』（大陽の曲折なり、永平已下の諸師、峩山下の諸師に著語有るなり）と『古曲』（二十卷の定數有り、大陽・投子の附法の縁、世を挙げて謂う所の大略なり、嫡子に非らずば其の由る所を会せざるなり）と如淨口授の真筆（定數有り、懷粹已下、余資に分与せず、正統一人のみ之れを伝え來たる）と佛舍利（此の舍利、昔日、道元、延暦寺に在りし時、山王權現、之れを授くるなり）と名目を犯さざる秘書の許多般を授けられ畢わる。

暦應四辛巳年七月十日…北朝の暦應四年（南朝の興國二年、一三四一）に当たる。したがつて、良韶が大乘寺の素哲の席下に在つたのは三年間ほどであったことになろう。七月一〇日は解制の直前であるから、良韶がこの日に總持寺の韶碩に参じたと解するのは

不自然であり、この年の夏安居を總持寺で過ごして七月一〇日に韶碩より付法の儀式がなされたものとすべきであるうか。『洞谷五祖行実』の「洞谷第四祖大雄菴開基總持二世峩山和尚伝」によれば、韶碩は暦應三年から翌年にかけて能登の永光寺に輪住して

いるから、良韶は韶碩が永光寺から總持寺に戻った際にその門に帰参することになる。

洞上の源脈・洞上は曹洞宗のこと、洞下とも。臨濟宗を済下といふのに対する。源脈は玄脈に同じく、仏祖が単伝相承してきた正法の血脉。

道元六世の正統・永平寺の道元から六代にわたって受け継がれてきた正統の嫡嗣のこと。永平道元・孤雲懷奘・徹通義介・瑩山紹璉・峨山韶碩・無底良韶とつづく法脈を正統とする発想に立つ。当時、永平六代の正統意識は明峯下の大智（一二九〇—一三六六）などにも窺われる。

上足・門下の中のすぐれた弟子。高足・高弟。『峨山禪師法嗣帳』によれば、良韶は峨山下二十五哲の第一番目に位置付けられる。

曹溪六祖・韶州（広東省）曲江県の曹溪山宝林寺（後の南華寺）に化導を敷いた六祖慧能（盧行者・大鑑禪師、六三八—七一三）のこと。慧能は新州（広東省）の盧氏。蘄州（湖北省）黃梅県の双

峰山（東山）に五祖弘忍（大滿禪師、六〇一—六七四）を訪ね、有名な「本来無一物」の詩偈で法を嗣いで法衣を授けられる。後に曹溪山において法を説き、同門の玉泉神秀（大通禪師、？—七

〇六）が示した漸修の北宗禅に対し、その教えは頓悟を旨とする南宗禅と称される。説法などをまとめた一代記である「六祖壇經」は名高い。臨濟宗・曹洞宗などの五家七宗はすべて慧能の流れを受け継いでいる。

法衣：比丘・比丘尼など僧侶が着する衣服で袈裟のこと。とくに九条衣から二十五条衣までの大衣（僧伽梨）をいい、行乞（托鉢）や説法などに使う正装の袈裟のこと。伝法の証として師匠から弟子に付与されることが多い。現在、正法寺には芙蓉道楷（定照禪師、一〇四三—一一八）より天童如淨（淨長、一一六二—一二二七）にまで付与された六祖伝衣として桐竹文綾九条袈裟（縦一三五センチ、横二一七センチ）が伝えられており、これがさらに道元から良韶まで相承されたといわれる。岩手県指定文化財。

藕絲：蓮の纖維から取る糸。または蓮の青色に白色を加えた色を藕絲・藕色という。

桐竹紋：桐竹文とも。袈裟に桐や竹の黄緑色の模様が施されていること。

鵠色：鵠は家鳩・土鳩、人の家に飼われている鳩のこと。鵠色とは青白色か。

表相：外面に表れた相貌、外に表れたすがた。外貌。

修多羅：修多羅はストラSutraの音写、線・条と訳する。ここでは物を貫きつづる紐・縊糸のこと。

玉環：玉で作った環。ここでは袈裟に付けられた環のこと。

永平の元より正法の無底に到りて六傳し、代々に附する所の年月日…正法寺に所蔵される「伝衣之伝」によれば、九条の袈裟は北宋末期の芙蓉道楷より相伝された袈裟とされ、安貞元年（一二一七）に道元が如淨から相伝され、建長五年（一二五三）七月一四日に

道元から懷奘に、弘安三年（一一八〇）八月一五日に懷奘から義介に、正安二年（一二〇〇）正月一四日に義介から紹璉に、元亨四年（一二二四）七月七日に紹璉から韶碩に相承され、北朝の康永元年（南朝の興国三年、一二四二）七月一〇日に韶碩から良韶に伝附されたものである旨が記されている。

躰色量：そのものの本体と形影と容積。袈裟の姿形、形や色や量など袈裟のすべてをいう。

嫡資：仏法の正統の後継者。法嗣の中でも正嫡の者。嫡嗣。資は助け、弟子のこと。仏法の後を担う人材。ここでは永平道元・孤雲懷奘・徹通義介・瑩山紹璉・峨山韶碩・無底良韶と一流相承されたことをいう。

口授：直接に話して伝え授ること。師がとくに選んだ弟子に自ら口で奥義を授けること。口訣・口伝・面授口訣とも。

洞上無二の重宝：曹洞宗で一つとない貴重な宝物。良韶に伝えられた袈裟の正統性をいう。

宝鏡三昧：唐末の洞山良价の作とされる歌頌。臨済宗黄龍派の覚範慧洪（寂音尊者、一〇七一一一二八）が『禪林僧宝伝』卷一「撫州曹山本寂禪師」の章に収録したのが始めてある。心を明鏡

に比して歌い上げた四言九四句の偈で、石頭希遷（無際大師、七〇〇一七九〇）の撰した「參同契」とともに曹洞宗の聖典として読誦される。宝鏡とは宝鑑すなわち仏性を譬える。入宋した道元は天童山の如淨より本書を相承されたと伝えられる。

仏祖の秘伝：秘伝は奥義として容易に人に示さないこと。「宝鏡三昧」は歴代祖師が秘伝として伝授してきたことをいう。

洞山：中国曹洞宗祖の洞山良价（悟本大師、八〇七一八六九）のこと。越州（浙江省）会稽の愈氏。青原下の雲巖靈展（無住大師、七八二一八四一）の法を嗣ぎ、筠州（江西省）新昌県の新豊洞に入り、洞山普利禪院を開創して教化を振る。法嗣の曹山本寂（元証大師、八四〇一九〇一）とともにその流れを曹洞宗と称する。咸通一〇年三月七日に六三歳で示寂。伝は『祖堂集』卷六や『景德傳燈錄』卷一五などのほか、『武溪集』卷九「筠州洞山普利禪院伝法記」に詳しい。

偈：ガーダー *garuda* の音写、偈陀・伽陀とも。詩（韻文）のかたち

で仏徳を賛嘆したり、教理を示したもの。頌と訳する。禪宗では韻文の体裁で禪の教えを示したものとくに詩偈・偈頌という。

和漢の諸師：日本と中国の禪宗の祖師たち。元代に明州（浙江省）慶元路鄞県の天童山景德寺に活躍した曹洞宗宏智派の雲外雲岫（妙悟禪師、一二四一—一二三四）に『宝鏡三昧玄義』が存する。卵形未分：如何なる著述か未詳。つぎの説明からすると、大陽警玄に由来する禪籍と見られ、道元以下の日本曹洞宗の諸禪者による著語が付されていたとされる。杉本俊龍『増訂洞上室内切紙并参話研究』の「口訣部」に「卵形圖」として第一図に朱円相中の心、第二図に黒円相、第三図に天の半円図と地の半円図が載せられ、黒円相に太極未分を示す「卵形未分、一氣混沌」のことばが見ら

れる。また、卵形図の説明として「或家以<sup>ニ</sup>此図、或名<sup>ニ</sup>曹洞夜参血脉、或名<sup>ニ</sup>三世血脉、或名<sup>ニ</sup>三箇劍、又名<sup>ニ</sup>三談訣、又名<sup>ニ</sup>三生輪、又名<sup>ニ</sup>三生眼等。且作添、妄說、為<sup>ニ</sup>大陽明安所作。併是後人私記、決不<sup>レ</sup>足<sup>ニ</sup>信用<sup>也</sup>。只是借<sup>ニ</sup>天地決第<sup>ニ</sup>、顯<sup>ニ</sup>心法貫通<sup>也</sup>」と記されており、ここでは大陽警玄に仮託された妄說とされている。

大陽：北宋代の大陽警玄（警延・明安大師、九四三一一〇二七）のこと。

江夏（湖北省）の張氏。曹洞宗の梁山縁觀の法を嗣ぎ、郢

州（湖北省）京山県の大陽山長慶寺に住持する。臨済宗の浮山法

遠（円鑑禪師・遠錄公、九九一—一〇六七）に代付して曹洞宗の存続を図ったことで知られる。北宋の天聖五年七月十九日に八五

歳で示寂。伝は『禪林僧宝伝』卷十三「大陽延禪師」に詳しい。

曲折：折れ曲がること、込み入ったこと。筋道が入り組んで変化の多いこと。

永平已下の諸師：永平寺の道元より以降の祖師。日本曹洞宗に属す

る禅僧たちのこと。

峩山<sup>ノ</sup>下の諸師：總持寺の峩山韶碩の門下ないし門流の祖師。

著語：古則公案や古徳の言行などに対しても「自<sup>コ</sup>」の修行力から短評を付け加えること。下語・挿語とも。

古曲：古代の音曲。ここでは往古の祖師が奏てる仏法の調べの意か。この書も一〇巻にも及ぶ大著とされるものの、如何なる内容であったかは未詳。大陽警玄と授子義青の付法（代付）にちなむもので

あつたらしい。  
定数：決まった数。数を定めること。

投子：北宋代の投子義青（青華嚴、一〇三二一一〇八三）のこと。

青州（山東省）の李氏。臨済宗の浮山法遠に参じて大陽警玄の法門を代付され、曹洞宗旨を受け継ぐ。舒州（安徽省）桐城県の白

雲山海会寺や投子山勝因寺に住して曹洞宗を再興する。元豐六年五月四日に五歳で示寂。『投子青和尚語錄』一巻が編纂され、

卷末に「行状」が付される。

附法の縁：附法は付嘱伝法。師匠から弟子へと仏法を付嘱すること。

実際には大陽警玄と投子義青は面授ではなく代付であるが、ここでは両者が面授相承したとする立場に立っているものであろうか。

嫡子：正嫡。正統の血筋の跡取り。嗣法の弟子。

如淨：道元の本師である長翁如淨（淨長、一一六二一一二七）のこと。

越州（浙江省）山陰県の毛氏。明州（浙江省）奉化県の雪竇山資聖寺に投じ、曹洞宗の足庵智鑑（一一〇五一一九二）に参じて法を嗣ぐ。杭州（浙江省）錢塘県の南屏山淨慈報恩光孝寺

などを経て明州鄞県の天童山景德寺に住する。宝慶三年七月一七日に入六歳で示寂。『如淨和尚語錄』が存するほか、道元の『正法眼藏』や『寶慶記』などによってその禪風が知られる。如淨口

授の真筆が何を指すのかは不明ながら、『寶慶記』も道元が如淨から直に伝え受けた内容である。月泉良印の行状では如淨所伝の切紙とする。

懐特・孤雲懷奘（懷特とも、一一九八一二八〇）のこと。京都の藤原氏（九条家）の出身。比叡山で出家して後、大和（奈良県）の多武峰において日本達磨宗の覚晏（仏地上人）に参学し、深草興聖寺の道元に投じて法を嗣ぐ。道元の後席を継いで越前（福井県）の吉祥山永平寺の第二代となり、多くの法嗣を育成する。弘安三年八月二十四日に八三歳で示寂。道元の著述や語録の編集に尽力し、また『正法眼藏隨聞記』を著わす。伝は『三大尊行状記』『永平寺三祖行業記』や『伝光錄』の懷奘の章などに詳しい。

余資：その他の弟子。正嫡でない者。資とは弟子のこと。  
正統：正しく系統を受け継ぐ者。正嫡に同じ。ここでは無底良韶を正統の後継者として位置付けている。

延暦寺：近江（滋賀県）の比叡山延暦寺のこと。延暦四年（七八五）に最澄（伝教大師、七六七一八二二）が比叡山に草庵を結んだことに始まる。もと比叡山寺・一乘止觀院。後に延暦寺の勅号を賜り、天台宗山門派（北嶺）の総本山として日本佛教界に君臨した。道元は一四歳のとき天台座主の公円（寂場房、一一六八一二三五）に就いて得度受戒している。

仏舍利・仏陀の舍利。舍利はSariraの音写で設利羅とも。身骨・靈骨と訳し、遺骨のこと。ここでは道元が比叡山で修行していた折りに、山王権現より授けられたものとするが、正法寺には道元が南宋から将来したと伝承される高さ九・七センチの仏舍利塔が所蔵されている。

道元：永平寺開山の道元（希玄・仏法房、一二〇〇一二五三）のこと。京都の村上源氏（久我氏）の出身。比叡山に出家し、京都東山の建仁寺で明全（仏樹房、一七八四一二三五）について禪を学ぶ。入宋して明州天童山景德寺の長翁如淨に参学して法を嗣

ぎ、曹洞宗の法脈を受け継ぐ。帰國後、洛南深草の興聖宝林寺や越前志比莊の吉祥山永平寺を開いて只管打坐を広める。建長五年八月二八日に五四歳で示寂。『正法眼藏』『道元和尚廣錄』『宝慶記』『學道用心集』その他の著述・語録が存する。伝は『三大尊行状記』『永平寺三祖行業記』『伝光錄』の道元の章や古写本『建行状記』などに詳しい。

名目を犯さざる秘書：名目は名前・名称。種々のことばの名目を挙げて説明を加えたもの。秘書は秘密の書。ここではとくに容易に閲覧を許さない宗門の伝法に関わる書籍。

許多般：そこばく。あれやこれや。多くの種類。

〔無底の道号を受く〕

康永元年壬午歳七月十一日、峩山自書云、韶公依予自發大心以來、無閻殆多歲、脊梁勇猛、而終透過萬重關。此子縱不躋玄路鳥道、依位不住、佛祖更不能仰鑽、是人在何處謝太平。常憶千山萬岳裡、重々紅錦何心行。爰以須汝號無底矣。

〔記略〕コノ一段ノ記事ナシ

康永元年壬午の歳七月十一日、峩山自ら書して云く、「韶公、予に依りて自ら大心を発して以来、閻くこと無く殆んど多歲、脊梁勇猛にして終に万重の関を透過す。此の子、縦い玄路・鳥道に躋らざるも、位に依りて任せず、仏祖も更に仰鑽すること能わず、是の人、何処に在りてか太平を謝す。常に憶う千山萬岳の裡、重々たる紅錦、何の心行ぞ。爰を以て須らく汝を無底と号すべし」と。

康永元年壬午の歳七月十一日：北朝の康永元年（南朝の興国三年、一三四二）に当たる。七月一一日は先の暦応四年七月一〇日より丸一年を経た日となる。

峩山自ら書して云く：峩山韶碩が良韶に書き与えた道号説のことば。

もともと韶碩自筆の文書が存したはずであるが、現物は正法寺にも残されていないようである。本史料によってのみ知られる貴重な消息といつてよい。

韶公：良韶さん。公は同輩または目下の者に対する尊称。

自ら大心を発して以来：大心とは大菩提心・大信心のこと。これによれば、良韶は峩山韶碩に投じた頃から、自ら菩提（悟り）を求める心を発していたことになり、その出家の理由の一つが発菩提

心にあつたことが知られる。

閻くこと無く殆んど多歲：多年にわたって精進努力を怠らなかつたことをいう。閻は門を綴じることで、措き留める、止めること。

脊梁勇猛：脊梁は背骨・背筋。勇猛は勇ましく猛々しい、勇氣を奮い立たせて向かうさま。勇壯剛猛。

万重の関を透過す：是非分別の閻門を突き抜けること。万重は幾重にも重なつたさま、たくさん重なつたさま。透過は閻門などを通り過ぎること。

玄路：中国曹洞宗の洞山良价が示した「洞山三路」の一つ。玄妙の路。有無や迷悟などの相対を超えた空寂の路。『五燈会元』卷五「澧州夾山善会禪師」の章に青原下の夾山善会（伝明大師、八〇

五一八八一）と一僧との問答として「師問僧、甚麼處來。曰、洞山來。師曰、洞山有<sub>レ</sub>何言句示徒。曰、尋常教學人三路學。」

師曰、何者三路。曰、玄路・鳥道・展手。師曰、實有此語否。曰、實有。師曰、軌持千里鉢、林下道人悲」とある。

鳥道：「洞山三路」の一つ。鳥の通い道、鳥が空中を飛翔する道。

鳥が飛んでも蹤跡（痕跡）を留めないことから、没蹤跡の自由無碍のありかたをいう。

位に依りて住せず：位に寄り掛かってそこに安住しない。位はあるべき所、修行の階梯など。

仏祖も更に仰鑽すること能わず：仏祖も仰ぐことができないほど窺い知れない無底なさま。仰鑽は仰ぎ慕うこと。

太平を謝す：太平は世の中が治まって平和なこと。穏やかで平和な

さま。謝はお礼をいう、感謝する。

常に憶う：常に思っていること。いつも思い起こすこと。

千山万岳の裡：多くの山々。連山・連峰。良韶は深山幽谷に居することを理想としたものか。

重々たる紅錦：重々は重なるさま、層層。紅錦は赤地の錦。千山万岳が幾重にも重なって紅葉しているさまを表現したものか。

心行：心のはたらき、分別意識のはたらき。あるいは心のはたらきの及ぶ範囲、心の対境。

無底：底も知れず深い。一切の執着を離れた悟りにすら徹底しない境地。良韶の無限定の境地にちなんだ道号。ただし、このとき良韶はいまだ眞の悟道には到達していなかったものらしい。

### 〔神仏への誓願〕

同四乙酉歲、起誓願、爲新造寺唱宗風、奉請日本大小神祇、回向般若法味、良韶佛法、如靈山守護（神名不記有神筆）。誓曰、一我生々世々每生、摺寫文殊像千體、與信心人、又使不信心人破煩惱無明。二我生々世々每生、一年中三回不揅多少行放生。三我生々世々每生、救必死者十餘人。四我生々世々每生、古佛像無手足者二十體、如本分造立。右起願如件。若以懈怠不行之、我失等正覺果（委曲有眞筆）。

### 〔記略〕コノ一段ノ記事ナシ

同四乙酉の歳、誓願を起つるに、「新たに寺を造りて宗風を唱えんが爲めに、日本の大小の神祇を請し奉り、般若の法味に回

向す。良韶が仏法、靈山の如くに守護したまえ（神の名は記さず、神筆有り）。誓うて曰く、一つには、我れ生々世々、生の毎に、文殊像千体を摺り写し、信心の人に与え、又た不信心の人をして煩惱無明を破らしめん。

二つには、我れ生々世々、生の毎に、一年中に三回、多少を揃ばず放生を行なわん。

三つには、我れ生々世々、生の毎に、必死の者十余人を救わん。

四つには、我れ生々世々、生の毎に、古仏像の手足無き者三十体をば、本分の如く造立せん。

右の起願、件の如し。若し懈怠を以て之れを行ぜば、我れ等正覚果を失わん」と。〈委曲、真筆有り〉。

同四乙酉の歳・北朝の康永四年（南朝の興国六年・白鹿元年、一二四五）に当たる。この年の一〇月二二日に康永は貞和と改元され

ている。誓願を起した地が記されていないが、おそらく總持寺の峨山詔頒の席下においてであろう。

誓願：心に願うこと。願を起して成し遂げようと誓うこと。自ら

の決意を仏菩薩に誓い、その成就を祈願するもの。黒石の正法寺には康永四年五月に良韶が記した「起願条々事」という古文書が所蔵されており、ほぼ同内容の記載が見られる。

宗風：家風・禪風とも。禪僧が自己の教えを説く際に示す独特の指導の仕方や法の説き方などをいう。

日本の大小の神祇：日本国内の八百万の神々。大小は大きいと小さい。神は天上の神、祇は地上の神。天地の神々のこと。正法寺に所蔵される康永四年五月二一日付の「新寺造宮起願文」によれば良韶は能登一宮氣多大菩薩・白山妙理大権現・天満大自在天神・

稻荷大明神・山王大権現に守護を祈願している。

般若の法味：般若は悟りの智慧、悟りを得る眞実の智慧。法味は微妙な仏法の慈味、甘露のごとき仏法の妙味。

回向：廻向とも。振り向けること。自分が積み修めた善根・功徳を人々や生類のために振り向けること。

靈山：靈鷲山（耆闍崛山）の略称。インドのマガダ国の王舍城の東北にあるグリドラクータGrīdrakūtaの漢訳で、飛鷲の頂といふ山の意。釈尊が説法した地として有名。

守護：守つて禍などを防ぐこと、あることがらがつづくように守ること。仏法の外護神、護法の諸天となること。

神筆：神が書き記した文書の意か。

生々世々：生まれ変わり死に変わりして多くの生涯を経ること。尽未来際、何に生まれ変わらうとも。生の毎に…その生その生ごとに。未来に生まれ変わることに。

文殊像千体を摺り写し……文殊は文殊師利菩薩。汚れのない仏の智慧を表わす菩薩。禪宗ではとくに僧形の文殊菩薩像を僧堂に安置し、聖僧文殊と称する。ここでは文殊菩薩像千体を画に描き写すこと。

良韶は絵画にも堪能であったものらしいが、残念ながら良韶が画いた文殊菩薩画像は現今に伝えられていない。

信心の人：信仰を持った人、仏の教えを信じて疑わない人。自己の心を信ずる人。

不信心の人：不信仰の人、仏の教えを信じない人。心が清くなく仏法を求める人。

煩惱無明：煩惱は悪い心のはたらき、身心を煩わし悩ます精神作用。

無明は無知、真理に暗いこと。仏の教えを知らず、煩惱に迷わされているさま。

一年中に三回：一年間に三度。具体的に何時かは記されていない。多少を揃ばず：多い少ないに關係なく。揃はえらぶ、より分ける。

放生：功德を積むため、捕えられた生き物を放つこと。慈悲行の一つとして山野に鳥を放ち、池沼に魚を逃がしてやること。通常、放生会は陰曆の八月十五日（中秋）に行なわれる。

委曲：詳しく隅々まで行き届いていること。ものごとの奥底。  
真筆：正法寺には康永四年五月に記した「起願条々事」という祈願文と、同じく康永四年五月二一日に記した「新寺造営起願文」という良韶の自筆文書が所蔵されている。

### 〔永光寺での大悟〕

貞和二丙戌年五月十三日、於洞谷土地堂焼香、當下寮版讐、忽然大悟、方知觀音圓通香嚴忘所知。然後、不居頭暗頭、日日得大自在三昧、終發弘法志。

必死の者：必ず死ぬ者。死ぬ覚悟で事に当たる者、あらん限りの力を尽くす者。

古仏像の手足無き者三十体：古い仏像で手足が破損してなくなつたもの三〇体。良韶は古い仏像の修復も得意であったのか、あるいは仏師集団と何らかの関わりが存したものであろうか。

本分の如く造立せん…ものように造る。本分は本来の分際、本来のもちまえ。

起願：起請・起誓とも。誓願を起こすこと。

懈怠：怠けて励まないこと。理想に向かって努力しないこと。仏道を修行するのに、力を尽くして精進しないこと。

等正嘗果：等正覺は正等覺とも。一切平等の正しい悟り。邪のない片寄らない仏陀の悟りの智。果は到達点、仏たる境地、仏果のこと。

貞和二丙戌の年五月十三日・北朝の貞和二年（南朝の興國七年・正平元年、一三四六）に当たる。五月一三日の当時、良韶は永光寺に在ったことになり、このとき永光寺には韶碩が再住のかたちで住院していたのではないかと推測される。

洞谷・能登（石川県）鹿島郡酒井保（いま羽咋市酒井町）に存する洞谷山永光寺のこと。瑩山紹瑾が正和三年（一三一三）に草庵を結んだことに始まり、文保元年（一三一七）に開堂している。紹瑾は永光寺の裏山に五老峰伝燈院を建立して門流の依るべき拠点となしている。紹瑾の示寂後、後席を継いだ明峯素哲が峨山韶碩とともに輪住制度を敷いて曹洞宗発展の基を築く。「尽未来際置文」など紹瑾関係の文書史料のほか、十二巻本『正法眼藏』など貴重な典籍も多い。石川県立歴史博物館編『永光寺の名宝』（平成一〇年一〇月発行）が存する。

土地堂・土地護伽藍神（護法神）をまつる堂宇。禅寺では境内や伽藍を守護する鎮守として土地神をまつる土地堂を、祖師堂と並んで仏殿の左右に設けている。

當下…同時に。その場で。直ちに。

無底良韶の伝記史料（佐藤）

寮版・寮は修行僧が居住する寮舎である衆寮のこと。版は禅寺の鳴らし物で、金属製の雲版や木製の木版のこと。ここでは衆寮の内外にあって寺院の諸行事を修行僧たちに報知する衆寮版を指す。

忽然として大悟し・忽然とは、はたと、ふと。大悟は余すところなく悟ること。

観音の円通・観音は觀世音菩薩・觀自在菩薩のこと。觀世音とは、世間の衆生が救いを求めるのを聞くと直ちに救済すること。觀自在とは、諸法を觀察して救いを求める衆生に自在に姿を現じて大慈悲を行すること。円通とは欠けることなく通達しているさま、真理がすべてに行き渡っていること。ここでは耳根圓通の意で、観音は耳根がすべてに円融した聖者、感知能力がきわめて優れていることにちなむ。

香嚴の所知を忘れる・香嚴はかつて大乘寺の明峯素哲の席下で参究した「香嚴上樹」の古則で知られる香嚴智閑のこと。所知とは知られるべき対象、認識されるべきもののこと。所知を忘れるとは分別知解を離れた悟りのありよう。ここでは智閑が礫が竹を擊つ音を聞いて悟道した「香嚴擊竹」（聞声悟道）の機縁を指す。『景

徳伝燈錄』卷一「鄧州香嚴智閑禪師」の章によれば、智閑が大悟したときの偈頌に「一擊亡所知、更不假修治、動容揚古路、不墮悄然機、处处無踪跡、声色外威儀、諸方達道者、咸言上上機」とある。

明頭：明、明るみ。相対差別の世界。すべてのものがそれぞれその姿をはっきりと呈示しているありよう。個々のものがありようが歴々と明らかな世界。ことばではっきりと示すことができるもの。頭は名詞や副詞につく接尾語。『臨濟慧照禪師語錄』「勘弁」によれば、唐末の鎮州普化のことばとして「明頭來明頭打、暗頭來暗頭打、四方八面來旋風打、虛空來連架打」とある。

### 〔奥州黒石との縁〕

同年、師自思惟、良詔頭上一點黒石、下則良字也、蓋我縁在良方。徑下奥州過白河關、詣明神祠、當國黒石鄉有何處、伏願神示之。明神化一老翁問曰、白河農、水乃底奈留、黒石於、手遠茂奴羅左大、如何取可志。師荅曰、老僧無力。乃下尋黒石鄉有三處、二處不會師意。則有早池峯權現、參于師得道、授善薩戒、號妙泉。爾後妙泉、ト膽澤郡黒石深山（刺郡□）告之。

〔記略〕貞和年中、就熊野權現所給之奇石、尋云黒石處于良方、赴奥州至白河郡、寄宿明神宮。就祈得黒石之地。其夜、明神示哥曰、白河人、水ノ底ナル、黒石ヲ、手ヲモヌラサテ、イカカ取ルヘキ。師所神示之哥隨、而往過南部（南部有黒石處）、早池峯權現、現老人引示其道徑曰、江差黒石、師之所住也。師別去數步、回首見之、老人已隱矣。（後段に別に以下の箇所がある）貞和五年、詣白河明神謝護法、參羽之文殊、祈拔群之嗣子來。又造萬年之靈跡、爲一頌曰、密印高開山越群、瑞雲深鎖地靈員、嶺松可見三呼祝、獨露乾坤活颯殿。師歸山後、早池峯權現參師。師爲授戒法號妙泉。權現歡喜而覲以「山奇寶」作禮而去。

暗頭：暗、暗やみ。絶対平等の世界。我々の分別意識を超えたところ、ことばや概念の届かぬところ。人間の判断を超えたことば以前の消息をいう。

大自在三昧：自在無礙の境界。仏法の悟りを得て自在無碍の境涯にあること。大自在とは心が束縛を脱して何ものにも捕らわれず礙げられない状態。三昧はサマーディ Samādhi の音写で三摩地・三摩提とも書く。定・等持・心一境性と訳する。禅定によって心が静かに統一されて安らかになっている状態。

弘法の志：仏法を弘める志し。正しい教えを広めて人々を救済しようという思い。弘法救生ないし下化衆生のおもい。

同年、師自ら思惟すらく、「良韶が頭上の一点の黒石、下ろせば則ち良の字なり。蓋し我が縁は良の方に在らん」と。徑に奥州に下り、白河の関を過ぎて明神に詣でて祈るには「当國の黒石郷は何處に有りや、伏して願わくは、神よ之れを示したまえ」と。明神、一老翁に化して問うて曰く、「白河農、水乃底奈留、黒石於、手遠茂奴羅左天、如何取可志」（白河の、水の底なる、黒石を、手をも濡らさで、如何が取るべし）と。師、答えて曰く、「老僧、力無し」と。乃ち下りて黒石郷を尋ねるに三処有り、二処は師の意に会わず。則ち早池峯權現有り、師に参じて得道し、菩薩戒を授けて妙泉と号す。尔の後、妙泉、胆沢郡黒石の深山をトし、「刺郡、□」之れを告ぐ。

同年・先のごとく貞和一年に当たる。おそらく七月一日（解制）  
を過ぎての消息であろう。

思惟・おもんみる、考へる。思念すること。

艮の字・艮は丑寅の方向。易の卦では少陽、山に象り止まって進まぬこと、方位では東北に当てる。良韶の「良」の字の頂上的一点を削除すると「艮」の字となる。

艮方・艮の方向。東北の方向をいう。

奥州・陸奥国のこと。陸奥（青森県）・陸中（岩手県）・陸前（宮城県）・岩代（福島県）・磐城（福島県）の総称。また広く東北地方（みちのく）の全域を意味することもある。

白河の関・磐城（福島県）の白河（いま白河市旗宿字関ノ森）にあつた古代の関所。東山道沿いに下野（栃木県）から陸奥に到る入口に位置する。勿来（なこそ）の関（菊多関）と念珠ヶ関（鼠ヶ関）とともに、かつて大和朝廷の奥州進出の拠点であり、奥羽三関の一つとして名高い。

白河の水の底なる黒石を、手をも濡らさで、如何が取るべし：万葉  
神に詣でて祈る：「正法開山無底良韶禪師行業記之略」では白河明神に参詣したとする。白河明神とは福島県白河市旗宿字関ヶ森の白河関跡に鎮座する白河神社のこと。関の明神、二所の関明神ともいい、古くは玉津島明神と称した。祭神は天太玉命・中筒男命・衣通姫命。同史料では白河明神のほかに、出羽の文殊と万年の靈席に到ったとされる。この中で出羽の文殊とは山形県東置賜郡高畠町龜岡の松高山大聖寺（龜岡文殊堂）のことであろう。真言宗智山派の古刹で、大同二年（八〇七）に会津の徳一（徳溢・得一とも）の開基と伝え、日本三文殊の一つ。

黒石郷・三所の黒石郷とは定かではないが、一は陸奥国津軽郡（津軽田舎郡）の黒石（青森県黒石市黒石）であろう。南部の黒石ともいわれ、津軽平野の東南部、浅瀬石川の中流右岸に位置する。明神：神を敬つていう語。また祭神の神徳を尊崇して神の名の下に付ける尊称。ここでは白河明神。

仮名で示されているのを「正法開山無底良韶禪師行業記之略」に基づいて改めた。

老僧、力無し：老僧は禪僧の自称。山僧・衲僧などとともに「わたし」の意。無力は力がない、資力がない。白河明神の告げた和歌の意味を理解する力量がないこと。

早池峰権現：早池峰山（東根岳・東岳）は岩手県稗貫郡大迫町と下閉伊郡川井村の境にある北上山地の最高峰。標高一九一四メートル。中世には山上に早池峰権現（本地は十一面觀音）がまつられ、南の遠野口にはかつて新山宮と別當持福院妙泉寺という真言宗の寺が存した。御神体は山頂の池水ともいわれ、雨が降っても溢れず、旱天にも涸れることないとされる。

得道：道に達する、悟りを得ること。

菩薩戒・大乘戒・仏性戒・梵網戒とも。『梵網經』などに基づく大乗の菩薩が受け保つべき戒律で、止惡・修善・利他的三面を具えた三聚淨戒に、十重禁戒・四十八輕戒などを加えたもの。曹洞宗

ではとくに仏祖正伝菩薩戒・禪戒と称し、三帰・三聚淨戒・十重禁戒を十六条戒として道俗に授ける。

妙泉寺：早池峰山の権現が良韶から授けられたとされる戒名。山頂の池の泉にちなむ。ただし、それ以前から早池峰権現の別当寺院として妙泉寺が建てられていたことが知られる。早池峰山妙泉寺は大迫町内川目岳に在った寺院で、岳妙泉寺と称される。正中二年（一二三五）または文保年間（一二三一七一一三一八）に越後（新潟県）の僧円性阿闍梨によって開創されたと伝えられ、明治初期の神仏分離で廃されている。

胆沢郡：陸中（岩手県）南西部の郡。北上川右岸にあり、西は奥羽山脈によって羽後（秋田県）に接する。中世には伊沢郡・松浦郡（松良郡）とも称されている。これによれば、胆沢郡の黒石の地をト選したのは早池峰山の妙泉であつたことになろう。

刺郡：陸奥の江刺郡のこと。岩手県南部、北上川中流に当たる。この箇所は欠字のため意味が取れない。

### 〔黒石への定着と瑞奇〕

師〔武方〕初臨黒石正端入道門、乞施地、正端諾矣。師入黒石巖、一夜坐禪祈念、此山永可成佛場有一瑞。其夜半、瑞鳥來稱佛法僧。師歡喜云、也太奇也太奇、我此佛法、盡未來際不可滅。次夜坐定如昨夜。鹿牝牡來踞前、恰如欲言相似。師問、此地永可作佛法靈場否。鹿低頭去。又次夜峩冠人來曰、昨夜鹿者我身是也、乃此山主林神也、如今喜師來于此結緣吾輩、可滅罪生善心矣。期未來際、須師之佛法去。師乃於此結草庵。

師、赴いて、初め黒石正端入道の門に臨んで地を施さんことを乞うに、正端諾す。師、黒石巖に入り、一夜坐禪して祈念するに「此の山、永く仏場と成すべくんば、「瑞有れ」と。其の夜半、瑞鳥來たりて仏法僧と称す。師、歓喜して云く、「也太奇、我が此の仏法、尽未来際、滅ぶべからず」と。次の夜、坐定すること昨夜の如し。鹿の牝牡、來たりて前に踞り、恰かも言わんと欲するが如くに相い似たり。師問う、「此の地、永く仏法の靈場と作すべきや」と。鹿、低頭して去る。又た次の夜、峩冠の人、來たりて曰く、「昨夜の鹿は我が身是れなり、乃ち此の山の主林神なり、如今、師の此に來たりて縁を吾が輩に結ぶを喜ぶ、罪を滅し善心を生ずべし。未来際を期して、師の仏法を須め去らん」と。師乃ち此に於いて草菴を結ぶ。

黒石正端入道…正法寺の開基檀那である黒石越後守正端。黒石氏は

千葉平氏の出自ともされ、黒石の館山にある鶴城（鶴城館・黒石古館）に居城していた国人領主とされる。正法寺境内には正端塚

が存しており、寺伝によれば、法号は威嚴院直鏡正端居士で、北朝の康暦二年（一三八〇）に没したとされる。『正法年譜住山記』などに記事が存するが、黒石氏が天文二一年（一五二二）に江刺門に帰依して俗家に留まりながら剃髪し、袈裟を掛けて僧形の格好をしている天皇・公家や武士などをいう。

一夜坐禪…一晩中、坐禪を組んでいたこと。  
祈念…祈り念ずること。一心に念じ祈ること。

仏場…選仏場の略。仏祖を選び出す道場。仏をつくり出す場所。選び出されて仏となる所。禪の修行道場、叢林あるいは僧堂のこと。『宗門聯燈会要』卷六「襄州龐蘊居士」の章によれば、馬祖道一（大寂禪師、七〇九—七八八）に參學した龐蘊（字は道玄、？—八〇八のことばとして「十方同聚会、箇箇学無為、此是選仏場、心空及第帰」とある。

一瑞…一つの瑞。瑞は瑞相・奇瑞・前兆。めでたいしるし。

地を施さんことを乞う…伽藍を建てる土地を寄進してほしい旨を告げる。この表現からすると、良詔の方から願い出たことになろう。黒石巖…正法寺のもとに巖山が存したものか、黒石の地に存した黒色の蛇紋石を坐禅石としたものか。

無底良詔の伝記史料（佐藤）

瑞鳥…瑞禽。めでたい鳥。鸞のたぐい。

仏法僧：仏陀と達磨と僧伽という仏法僧の三宝。ここでは瑞鳥の鳴き声が「ぶっぽうそう」と聞こえたこと。ブッポウソウ目ブッポウソウ科の鳥類。二宝鳥。青緑色で翼長二〇センチ。靈鳥とされ、「姿のぶっぽうそう」といわれる。ただし、「声のぶっぽうそう」とされるのはフクロウ科の木葉梟（このはづく）である。

歎喜…よろこび。全身心を挙げて喜ぶこと。宗教的に満足したときの喜び。

也太奇…也大奇とも。驚嘆して発することば。すばらしいことだの意。『景德伝燈錄』卷一五「筠州洞山良价禪師」の章によれば、中国曹洞宗祖の洞山良价（悟本大師、八〇七—八六九）が悟道した際に師の雲巖暉辰（無住大師、七八二—八四一）に呈した偈頌のことばとして「也大奇也大奇、無情解説不思議、若將耳聴声不現、眼処聞声方得知」とある。

尽未来際…無限の未来。未來の果てに至るまで。いつまでも永遠に。永光寺に所蔵される師翁の瑩山紹瑾が撰した「尽未来際置文」などの発想を受ける。

坐定…坐禅のこと。坐して禪定を組むこと。

鹿の牝牡來たりて前に踞り…牝牡は動物のオスとメス。二頭の鹿が良韶の坐禅している前にやつて来てうずくまって控えていたことをいう。鹿は神の使い、めでたい動物とされる。あたかも臨済宗

破庵派（仏光派祖）の無学祖元（仏光国師、一二二六—一二八六）が鎌倉山ノ内の円覚寺を開創した際に鹿が現れて山号を瑞鹿山と命名した故事に類似している。

恰かも言わんと欲するが如くに相い似たり…まるで何かを語りかけようとしているようであった。「恰々相似」は「まるで～みたい」「まるで～そっくり」の意。

仏法の靈場…仏法を広める上で靈験のある場所。靈場は神仏に關係する神聖な靈地。

低頭…頭を低く垂れること。頭を低く下げて敬礼すること。ここでは鹿が良韶の問い合わせに頷いたこと。

又た次の夜…貞和四年四月一四日の夜。夏安居の前日で結夏小参などが行われる日に当たる。

峩冠…高い冠。高官として高い冠を着用した人。

主林神…林を守る神。森の神、森の主。「開闢奇瑞瑞靈夢記」では「守林神」と記する。

縁を吾が輩に結ぶ…私と縁を結ぶ。仏法に縁を結ぶ。仏道に入る因縁を結ぶこと。主林神と縁を結び、その了承を得て伽藍を建立するという発想。

罪を滅し善心を生ず…滅罪は懲悔などによってもろもろの罪惡を滅すこと。善心は善い心、慈悲心など。生善は後世の善の果報を生ずること。主林神が良韶に帰依して仏法を外護する護法神となつたこと。

草庵・草で葺いた庵。粗末な住居。正法寺のもとは良韶が質素な草庵を結んで独居したのに始まったことが知られる。

### 「大梅拈華山円通正法寺の創立」

尔後、正端入道・長部重義、合兩心建立梵刹、實貞和四戊子歲四月五日也。同八月廿二日、入院開堂（後總持二十五年也）、初號拈華山正法寺。明年己丑正月一日寅刻、有靈夢感梅華、故添大梅二字。昔日聽版聲大悟、不異觀音圓通、故添圓通二字。峩山門派最初伽藍也。

〔記略〕行可ニ兩三日ニ得「黒石邑」、開レ山曰「太梅拈華山壽寶院圓通正法寺」。維時壬王九十八代崇光院御宇、貞和四戊子孟夏也。

尔の後、正端入道・長部重義、両心を合して梵刹を建立す、実に貞和四戊子の歳四月五日なり。同八月廿二日、入院開堂し（總持に後ること二十五年なり）、初め拈華山正法寺と号す。明年己丑正月一日の寅刻、靈夢有りて梅華を感じ、故に大梅の二字を添う。昔日、版声を聴きて大悟し、觀音の円通と異ならず、故に円通の二字を添う。峩山門派の最初の伽藍なり。

正端入道・黒石越後守正端。前出。

長部重義・長島長部館主の長部近江守清長のことか。寺伝によれば、

清長は法号を發行院東巖普照居士と称し、応安元年（一三六八）に没したとされるが、詳細は定かでない。  
両心を合して梵刹を建立す・黒石正端と長部重義の二人が心を合わせて伽藍を建立したこと。

立が開始された年月であろう。ときに良韶は三六歳に当たってい  
る。  
同八月廿二日：貞和四年の八月二二日。伽藍の建立より數カ月が経  
過している。

入院開堂：入院は寺院に入る、新任の住職が初めて寺院に入つて住  
持すること。開堂は新任住職が法堂を開いて初めて教えを説く儀  
式。法堂の須弥壇上で説法問答をすること。晋山式。

貞和四戊子の歳四月五日：北朝の貞和四年（南朝の正平三年、一三  
四八）の四月五日。この日に伽藍が完成したというより、伽藍建

が経過している。ここでは笠山紹瑾によつて總持寺の開堂の式が行なわれた正中元年（一二三四）五月一六日より計算されている。

初め拈華山正法寺と号す。当初、良韶は新寺を単に拈華山正法寺と号したものらしい。山号と寺号は釈迦牟尼仏と摩訶迦葉が拈華微笑によつて正法を相伝した「世尊拈華微笑」の古則にちなむ。

『無門関』第六則「世尊拈花」を参照。

明年己丑正月一日の寅刻・北朝の貞和五年（南朝の正平四年、一二四九）の元旦、新年頭のこと。寅の刻は午前四時前後で、暁天

（明け方）に当たる。

靈夢有りて梅華を感じ・靈夢は神仏のお告げのある不思議な夢。梅華は梅の花。正法寺に所蔵される良韶が記した貞和五年正月一日の正法寺の山号・寺号の「由來靈夢記」によれば、夢の中で全山が満開の梅の花に覆われていたことにちなんだ。『正法眼藏』「嗣書」の巻によれば、道元は在宋中に大梅山護聖寺の旦過寮に宿した際、唐代の大梅法常（七五二—八三九）より開花した一枝の梅華を授

### 〔正法寺の発展と永光寺への陞住〕

觀應元年庚寅歲、降綸旨、定奧羽二州本寺出世道場常紫衣地也。文和三壬辰歲、長部黒石、分當山四境、永附寶坊。同四乙未歲、師住能之洞谷（是峩山門派住之初也）、自書正法眼藏傳法偈・嗣書・傳衣之卷等百餘卷。翌年皈寺。

〔記略〕師德風聞「朝帝」、觀應元年、降綸旨、定奧羽二州本寺出世道場常紫衣地。師開闢之砌、異跡甚多、略々茲。

けられる靈夢を感じている。  
大梅の二字・山号に大梅の二字を加えて大梅拈華山と称したことを行なったこと。大梅の名の由来は明州（浙江省）鄞県東南七〇里の大梅山にちなむ。かつて唐代に馬祖下の大梅法常が居住した地であり、大梅山中には護聖寺と保福院の二刹が存したとされ、良韶も道元のじとく法常の古道を慕っていたのであろう。

版声・木版の鳴り響く音。かつて版声を聞いて大悟した消息をいう。觀音の円通・觀音菩薩の耳根圓通をいう。前出。

円通の二字・寺号の正法寺に円通の二字を加えて円通正法寺と称したこと。『正法眼藏傳法偈・嗣書』ではさらに寿宝院の院号も加えられている。

峩山門派の最初の伽藍なり・大梅拈華山圓通正法寺が峩山門下では最初に建立された伽藍であること。その後、峩山下の禪者らによって統々と全国各地に曹洞宗寺院が創建されていくが、正法寺がその先駆をなしたことを特筆している。

觀応元年庚寅の歳、綸旨降りて、奥羽二州の本寺、出世の道場、常紫衣の地と定むるなり。文和三壬辰の歳、長部・黒石、当山の四境を分かち、永く宝坊に附す。同四乙未の歳、師、能の洞谷に住し（是れ鞍山門派が住するの初めなり）、自ら『正法眼藏』の「伝法偈」「嗣書」「伝衣」の巻等の百余巻を書す。翌年に寺に皈る。

觀応元年庚寅の歳・北朝の觀応元年（南朝の正平五年、一三五〇）のこと。『大乘三代明峰禪師不安并喪記之序』によれば、同年三月二八日に良詔の參師明峯素哲が世寿七四歳で示寂している。

綸旨・綸言・綸宣とも。天子（日本では天皇）のことば。天子の詔（みことのり）のこと。ここでは北朝の崇光天皇（諱は興仁）、一

三三四一—三九八、在位は一三四八—一三五一）の綸旨。文化元年（一八〇四）に書写された「人皇九十八代崇光院綸旨写」によれば、「勅奥州胆沢郡黒石大梅拈華山円通正法禪寺者、為奥羽二

州僧録扶桑曹洞第三之本寺」也。住持位到迄末代着紫衣紅服、專祈宝祚延長、宜奉報國恩。殊更可為両国寺院出世道場

者、依天氣執達如件。觀応元庚寅年五月六日、權右中辨經直」とあり、觀応元年五月六日に下賜されたことになっている。開創まもない時点でいち早く北朝より綸旨が下されたか否かには疑問も存するが、利生塔が建てられた永光寺や峨山韶碩が化導を敷く総持寺など能登曹洞宗教団との関わりや、足利尊氏（一三〇五—一三五八）と足利直義（一三〇六—一三五二）の兄弟間による觀応の擾乱など時世の動向と相俟って、綸旨が下賜された可能性も存する。

奥羽二州の本寺・陸奥と出羽の両国。東北地方の全体をいう。正法寺を奥羽全域の本山として曹洞宗の根本道場となしたこと。先の綸旨写では「奥羽二州僧録扶桑曹洞第三之本寺」とあるが、『正法年譜住山記』では「扶桑國中出羽奥州両國曹洞之第三之為本寺」となっている。

出世の道場・住職が勅宣によつて定められる寺院。朝廷から住持任命の綸旨を賜る官寺。

常紫衣の地・常に紫衣を着用する寺院。紫衣は紫色の袈裟または法衣。朝廷から賜る最上の色衣。

文和三壬辰の歳・北朝の文和三年（南朝の正平九年、一三五四）に当たる。ただし、壬辰の年は文和元年（觀応三年を九月二七日に改元、一三五二）であるから、干支が正しいとすれば「文和三」は「文和元」の誤りと見られる。ここでは干支が正しいから文和元年とすべきである。

長部・黒石・正法寺の外護檀越である長部重義と黒石正端のこと。

当山の四境・正法寺の東西南北の四つの境。境内地を定めて土地を寄進したこと。『正法年譜住山記』によれば、文和元年に長部殿より五〇〇〇石の寄進がなされており、文和三年にも寄進者は定

かでないが、二〇〇〇茹が正法寺に寄進されている。

宝坊・寺院の美称。堂塔伽藍のこと。ここでは正法寺の伽藍。

同四乙未の歳・北朝の文和四年（南朝の正平一〇年、一三五五）のこと。

能の洞谷に住す・能登の洞谷山永光寺のこと。『能州洞谷山永光寺四派本院住山記之写』などによれば、良韶は峨山下で最初に第八世として永光寺に約一年間にわたり輪住している。石川県輪島市下鳳至町の山上嘉修氏の家には、文和四年四月二八日に韶碩が正法寺の良韶に宛てた永光寺住山要請の書状が伝えられている。

峩山門派が住するの初めなり：峩山韶碩の門人として良韶が初めて永光寺に輪住したことをいう。永光寺の初期の世代としては峨山派祖の韶碩が第四世として再住（または三住）しており、峨山下では良韶が第八世、太源宗真（？—一三七一）が第一三世、無等慧崇（慧宗とも）が第一五世、大徹宗令（一三三〇—一四〇五）が第二七世にそれぞれ輪住している。

正法眼藏・道元の主著。寛喜三年（一一三一）八月の「辨道話」から建長五年（一二五三）の「八大人覺」に及ぶ道元の二三年間の説示を総称している。六十巻本・七十五巻本・十二巻本など種々の編集がなされており、合わせて九十五巻が知られている。良韶が書写したのが何れであったかは定かでないが、永光寺には十二巻本が伝存していることから、あるいは良韶がこれをも書写していた可能性も存しよう。ただし、良韶が永光寺で書写した『正法

眼藏』は文明一〇年（一四七八）の火災で焼失しており、その後、

正法寺には第一一五世の寿雲良椿（？—一五六）が書写した『正法眼藏』一七冊や『正法眼藏雜文』一冊が伝えられている。

伝法偈・現今の『正法眼藏』九五巻の中には「伝法偈」の巻は存していないため、如何なる内容かは不明。ただし、表題からすると、西天二十八祖・東土六祖の歴代祖師が示した伝法偈に関する拈提示衆ということになろう。伝法偈とは仏祖が嫡嗣に法を伝える際に示した詩偈のこと。

嗣書・『正法眼藏』「嗣書」の巻。仁治二年（一二四一）三月二七日の撰述。嗣書は嗣法の証しとして師より弟子に授与される証明書。「嗣書」の巻では歴代の仏祖が面授を通して正法を相続してきた意義を明らかにしており、道元自身が入宋求法した際に南宋禪林で閲覧した禪宗各派の嗣書の書式などが示されている。

伝衣・『正法眼藏』「伝衣」の巻。仁治二年（一二四一）開冬日（一〇月一日）の撰述。伝衣とは仏祖が伝法の証しとして代々相続してきた袈裟のこと。中国禪宗では早くから嗣法の門人にに対して袈裟を授与することが行なわれている。「伝衣」の巻では仏祖正伝の伝衣について、その伝承・意義・種類・搭袈裟法・浣袈裟法などが示されている。上記の三巻とも伝法嗣法に関する内容のものである。

百余巻・現今の『正法眼藏』は全巻でも九十五巻であるが、ここで一〇〇余巻と記されているのは、そのほかに道元に「正法眼藏」

の名を冠した著述が存したものか、あるいは他の道元の著述・語録を含めたものかは定かでない。

翌年に寺に歸る：北朝の文和五年（南朝の正平二年、一三五六）

は三月一八日に延文元年と改元されている。この表現によれば、当良韶が永光寺に住持していた期間は一年間ということになり、当時の永光寺では輪住期間が一年であつたことが知られる。

### 【峨山詔頃からの宝物と晩年の自贊】

延文三戌戌歲、馳書并僧、請峩山住正法。峩山荅曰、其地遼遠而吾老倒也、佛法興行有幾年乎。幸汝爲吾上足、建梵刹旺化、何須使我勞哉。然則總持與正法無別位也。但夷狄國衆機難熟乎、故種々法財收在正法寺者也。三國相傳佛舍利、則防魔障碍也。永平開山靈骨與瑩山先師靈骨、爲兒孫渴仰也。正法眼藏等祕書、爲避邪法也。加之、汝元來持熊野奇石、外道天魔可潛跡去也。同五庚子六月七日、畫自影而贊云、從門入者不家珍、虛而靈靈無位人、莫錯毫端得點出、那邊退步與他新。

〔記略〕（貞和五年、詣白河明神謝護法、參羽之文殊、祈拔群之嗣子來。又造萬年之靈跡、爲一頌曰、密印高開山越群、瑞雲深鎖地靈員、嶺松可見三呼祝、獨露乾坤活楓殷。師歸山後、早池峯權現參師。師爲授戒法號妙泉。權現歡喜而嘆以一山奇寶、作禮而去。）師開正法不何、毳客追慕、士流敬事、忽成巨叢矣。延文五庚子六月初七、畫自影贊之曰、從門入者不家珍、虛而靈靈無位人、莫錯毫端得點出、那邊退步與他新。

延文三戌戌の歲、書并びに僧を馳せて、峩山の正法に住せんことを請う。峩山、答えて曰く、「其の地、遼遠にして吾れ老倒せり、仏法の興行、幾年有らんか。幸いに汝は吾が上足と為り、梵刹を建てて化を旺んにす、何ぞ須らく我れをして劳わしめんや。然れば則ち総持と正法と別位無きなり。但だ夷狄の国、衆機、熟し難きか、故に種々の法財をば正法寺に收在せる者なり。三国相伝の仏舍利は、則ち魔の障礙を防ぐなり。永平開山の靈骨と瑩山先師の靈骨とは、兒孫の渴仰の為めなり。『正法眼藏』等の秘書は、邪法を避けんが為めなり。加るに、汝は元來、熊野の奇石を持てば、外道・天魔も跡を潜め去るべし」と。同五庚子六月七日、自影を画きて贊して云く、「門よりに入る者は家珍にあらず、虚にして靈靈たり無位の人。錯ること莫かれ、毫端も得て点出することを。那邊にて退歩せば他と手に新たなり」と。

延文三・戊戌の歲・北朝の延文三年（南朝の正平一三年、一二五八）のこと。

峩山の正法に住せんことを請う・良韶が師の峨山韶碩に正法寺への陞住を懇請したこと。この間の事情を伝える古文書は残念ながら正法寺に伝えられていない。『正法年譜住山記』に「開山和尚洞谷御住之後、當寺請「峩山和尚御下」給。峩山和尚命「使僧三云、彼地遼遠之境也、殊吾老倒也。仏法興行今無幾程也、幸汝等為吾上足、在「其地」旺化、吾下「其地」別無用也」と記されている。

遼遠・遼遙。悠遠。遠く遙かであること。能登の総持寺から奥州黒石の正法寺までの間の距離。

老倒・潦倒とも。古い衰えること。古い耄れて力のないさま。老人。

老い耄れの意。このとき韶碩はすでに八歳の高齢に達している。仏法の興行・仏法を興して盛んならしめること。興行は盛んに行なわれること、善い行ないを修めるのに奮い立つこと。

上足・高足・高弟。門下の中ですぐれた弟子。第一の弟子。弟子の中で上席の者。

梵刹・清浄な国土。淨刹・宝刹・魔王刹とも。転じて寺院のこと。

刹は国土の意。

化を旺んにする・教化を盛んにする。旺は盛ん、旺盛。化は接化・教化。

総持と正法と別位無きなり・能登の総持寺と奥州の正法寺が同格で

あるということ。別位は格別の位、ここでは寺格の相違。

夷狄の国・夷は東方の異民族。狄は北方の異民族。もと中国周辺（東北方面）の異民族のこと。中華から見て辺境に存する野蛮な國の意。ここでは奥羽（東北地方）を未開の地のごとく蔑んだ表現であるが、単に道元の正法（正伝の仏法）がいまだ伝わっていない未開の地といった意味合いで使用しているものであろう。

衆機・衆生の機根。衆は世の人、もろびと。機は機根・能力・素質。種々の法財・いろいろな法宝。世俗の財宝（世財）に対して仏法の財宝。以下に示す正法寺の「開山遺宝」の品々をいう。

三国相伝の仏舍利・三国伝來の仏舍利。三国とはインド（西天・天竺）・中国（東土・震旦）・日本（日域・扶桑）のこと。舍利はシャリーラ・sariraの音写。設利羅とも。仏菩薩や祖師の遺骨・身骨のこと。仏陀世尊の靈骨をとくに仏舍利という。正法寺には道元が南宋から将来したとされる高さ九・七センチの仏舍利塔が秘蔵されている。

魔の障礙を防ぐ・魔は魔羅の略で、生命を奪い善事を妨げるもの、悪魔・煩惱。障礙は悟りの妨げとなる一切の障り。

永平開山・永平寺の開山である道元のこと。道元の墓塔としては永平寺の承陽庵のほかに、加賀大乘寺の開山堂、能登永光寺の五老峰伝燈院などが存している。

靈骨・遺骨の尊称。あるいは舍利のこと。正法寺には「両祖大師御靈骨厨子」として道元と鎌山紹運の靈骨が揃って残されている。

鎌山先師：峨山韶碩の師である鎌山紹瑾（仏慈禪師か、一二六四—

一三三五または一二六八—一三三五のこと。先師は遷化した本

師。越前（福井県）多爾の人。加賀大乗寺の徹通義介の法を嗣ぐ。

大乘寺二世を経て、能登に永光寺・總持寺を開き、曹洞宗発展の

基礎を築く。正中二年八月二十五日に六二歳（または五八歳）で示寂。

『伝光錄』『洞谷記』など著述が多い。諸嶽開山二祖禪師行

錄』『洞谷五祖行実』などに伝が存する。紹瑾の墓塔としては永

光寺五老峰のほかに總持寺の祖堂が挙げられる。良韶が道元の靈

骨とともに紹瑾の靈骨を併せて祀っているのは両祖意識の萌芽と

しても注目される。

児孫：子孫。仏祖の法孫。仏法の上で仏祖の法を受け継ぐ者。ここ

では道元・紹瑾を祖師に仰ぐ曹洞禪者のこと。

渴仰：徳を仰ぎ慕うこと。のどの渴している者が水を切望するのに

警えていう。

正法眼藏等の秘書：道元の『正法眼藏』その他の著述。秘書は室中

に秘藏する貴重な書籍。当時、『正法眼藏』は室内などに保管さ

れて容易に閲覧が許されなかつたものであろう。

邪法：正法の対。邪教とも。邪な教え、誤った教え。ここでは外道

の教えというより正法以外の仏教内の誤った理解を指している。

道元の正法がいまだ広まつていなかつた奥州での布教のため、良

韶にとつて邪法を如何に正法に導くかが重要な課題であつたこと

が窺われる。

熊野の奇石：良韶が若くして熊野権現より授けられた壘石。前出。外道：外の道。異教。仏教以外の教え。仏教を内道というのにに対する。奥州で行なわれていた民間信仰やシャーマニズムの類を指すのであらう。

天魔：天子魔の略。仏法をさまたげる者。天魔波旬。欲界の最上位である他化自在天にいる悪魔で、人の眞実の智慧を断ち、悪業をなさしめるとされる。

跡を潜め去る：潜跡は姿をくらますこと。潜み隠れてしまうこと。

同五庚子六月七日：北朝の延文五年（南朝の正平一五年、一三六〇）

六月七日。良韶自身が示寂するほぼ一年前に当たる。

自影：自身の御影・真影の意。自分の肖像画・頂相のこと。正法寺

には絹本着色で縦七二・六センチ、横三六・二センチの「開山無

底良韶禪師画像」（岩手県指定文化財）が所蔵されており、良韶

の自贊として「從門入者不家珍、虛而靈々無位人、莫錯毫端得點

出、那邊退歩与他新。延〔文五〕年庚子六月七日、開□□沙門

良韶自贊」と記されている。

門より入る者は家珍にあらず…門から入ってきたものは家の宝ではない。

眞の珍宝は自分の家の中にあること。眞の悟りは自己の外に求めるべきものではないこととの譬え。『碧巖録』第五則「雪峰

尽大地」の評唱に唐末の巖頭全巖（清儀大師、八一八一八八七）

のことばとして「你不見道、從門入者不<sub>二</sub>是家珍、須是自己胸中流出、蓋天蓋地、方有少分相應」とある。

虚にして靈靈たり・心のはたらきの靈妙なるさま。心がきわめて靈妙で、はかり知りがたいこと。

無位の人・無位の真人のこと。如何なる粹にもはまらない、一切の範疇を超えた自由人。何ものにも捕らわれない眞の解脱人。『臨濟慧照禪師語録』「上堂」に「赤肉団上有二無位真人、常從汝等諸人面門出入、未証拠者、看看」とある。

### 〔最後の上堂と遷化〕

康安元年辛丑六月十四日、上堂云、六代傳衣荷一肩、祕如鴻寶自家田、今閉回互正偏口、乾盡大梅無底淵。拂子擲下、安詳而化（先于峩山和尚五年）。闍維得舍利無數。臘二十七、壽四十九。

〔記略〕康安元辛丑歲六月十有四日、上堂曰、六代傳衣荷二肩、祕如鴻寶自家田、今緘回互正偏口、乾盡太梅無底淵。拂子、安詳而順化。闍維得舍利無數。塔是于本山曰大良。世壽四十有九、戒臘二十八。

康安元年辛丑六月十四日、上堂して云く、「六代の伝衣、一肩に荷い、秘すること鴻宝の如し、自家の田。今ま回互正偏の口を閉ざし、大梅無底の淵を乾し尽す」と。払子をば擲下し、安詳として化す（峩山和尚に先んずること五年なり）。闍維するに舍利を得ること無数なり。臘二十七、壽四十九。

康安元年辛丑六月十四日：北朝の康安元年（南朝の正平一六年、一三六一）六月十四日。太陽暦では七月十六日に当たる。この年は延文六年が三月十九日に康安と改元されている。  
上堂：住持が法堂の須弥壇の上で説法すること、そのことば。

臺端・筆の先。筆端。毛の先端。きわめて微細なものの譬え。点出・点は印を付ける、火を付ける。

那辺・あちら側、そこ。本郷、悟りの世界などにも譬える。退歩・歩みを退く。根本に戻ること。目前の対象を追求することを止めて、自己を内省すること。

他と与に新たなり・常に新たなる自己を追求しつづけること。

六代の伝衣・道元から良韶に至る六代に相承された袈裟。前出。鴻宝・大きいなる宝、秘宝・重宝をいう。自家・みずから、自分で、自分自身。自家の田とは自分の田地、自己の境地。

回互正偏…回互は互いにかみ合うこと。二つ以上のものが互いに間に  
わり合いながら、しかもその独自性を保っていること。「参同契」  
に「門門一切境、回互不回互、回而更相渉、不レ爾依レ位住」とあ  
る。正偏は偏正ともい、平等（正位）と差別（偏位）のこと。  
正は存在を成り立たしめている理、偏は現れ出ているすがたかた  
ち。「宝鏡三昧」に「重離ハ爻、偏正回互、疊而為レ三、変尽成レ  
五」とある。回互正偏の口を開ざすとは、曹洞宗旨を自在に語っ  
てきた生涯を終えることを意味しよう。

大梅無底の淵…大梅は大海の誤りか、あるいは普通で使用している。

正法寺の山号である大梅山。「正法開山無底良韶禪師行業記之略」  
では「太梅」とあるから、大梅山の意に取っている。無底の淵は  
自らの道号になぞらえている。

乾し尽す…乾かし尽くす。涸れ尽くす。乾燥し切る。

払子…払壘とも。獸毛などを束ねて柄を付けた道具で、蚊やハエを  
払うのに用いる。後に住持が用いる法式の道具ともなる。正法寺  
には三国伝来と称する金毛払子（金毛獅子の払子）が所蔵されて  
いる。

擲下…投げ下ろす、放り投げること。

安詳…安祥に同じ。安静の状態。落ち着いていて行儀正しいこと。

坐禅に安住することを安詳三昧という。おそらく良韶は結跏趺坐

して示寂したのであろう。

峩山和尚に先んずること五年なり…『総持二代御喪記』「総持二代  
和尚抄箋」や「総持第二世峩山和尚行状」および『仏祖正伝記』  
「五荅能州洞谷韶碩禪師」の章などによれば、峩山韶碩が示寂し  
たのは北朝の貞治五年（南朝の正平二年、一三六六）一〇月二  
〇日（二一日または二二日とも）であるから、良韶が示寂してか  
ら満五年後に当たる。

闡維…シャーピタshapitaの音写。荼毘に同じ。焼身・火化と訳す  
る。焼くこと、火葬すること。

舍利…舍利は多く得られるほど徳が高いとされる。「正法開山無底  
良韶禪師行業記之略」によれば、正法寺に建てられた良韶の墓塔  
は大良と称されている。

臘二十七…臘は法臘（坐夏）で、僧侶が受戒してからの年齢。二二  
歳で總持寺の峨山韶碩に就いて菩薩戒を受けてから二七年を経過  
したこと。「正法開山無底良韶禪師行業記之略」では法臘を二八  
とする。これは良韶が夏安居の途中で示寂していることから、法  
臘に一夏を加えるか否かの相違に依るものであろう。

寿四十九…寿は世寿・俗寿で、生まれてからの年齢。享年が四九歳  
であったこと。現今の満年齢では四八歳に当たる。

「日々の接化と後書き」

師平日擧永平正法・峩山海月、接示人。擧世云、大禪佛不惜身命。財得度者、不知其員、家風萬仞、不許人聞。有省發者、怒目云、莫妄想。住院一十四年、法嗣一人無。故峩山老漢、指印月泉再令嗣續宗燈也。〈詳有住記年譜、古今明歷也〉。康暦二己未六月十四日、永德寺開山法弟道叟道愛謹記。

〔記略〕雖無嗣子焉、却有早池峯權現妙泉之在、而足師之大法於不斷荷也。月泉紹太梅、而化風再香、門葉大繁茂。

幻瑞雲圓滿室敬記。〔満至〕

師、平日、永平の正法と峩山の海月を挙して人に接示す。世を挙げて云く、「大禪仏は身命を惜しまず」と。財得度の者は其の員を知らず、家風万仞にして人間を許さず。省発の者有れば、怒目して云く、「莫妄想」と。住院すること一十四年、法嗣は一人も無し。故に峩山老漢、印月泉を指して再び宗燈を嗣続せしむるなり。〈詳しくは住記年譜有り、古今に明歴なり〉。康暦二己未の歳六月十四日、永德寺開山、法弟道叟道愛、謹んで記す。

平日：ふだん・平生。常日頃。

永平の正法：永平寺開山の道元が著した『正法眼藏』のこと。これ

によれば、良韶は道元の『正法眼藏』を単に室中に秘藏するのではなく、積極的に学人に説示提唱していくことになろう。

接示：接得教示の略。応接指導して教え示すこと。

峩山の海月：総持寺第一世の峩山韶碩が著した『山雲海月』（詳しく述べ）は『峩山和尚山雲海月』三巻のこと。禪宗五家の宗旨の特徴を示し、曹洞宗の偏正五位を概説している。ただし、現今に伝わ

るものには韶碩が八九歳のときの撰とされているから、良韶が示寂して後の作ということになる。おそらくそれ以前に韶碩が提唱し

たものを良韶は常用して説示していたのである。

山下の仰山慧寂（智通大師・小釈迦、八〇三—八八七）の法嗣で

ある晋州（山西省）の霍山景通が自ら大禪仏と称したことにならぬ。また景通とともに馬祖下の帰宗智常（赤眼帰宗）の法嗣である五臺智通を加えて二大禪仏とも称する。

身命を惜しまず：仏法のためならば自らの身命をも抛つて惜しまないこと。『法華經』「譬喻品」に載る「若人精進、常修慈心」

不惜「身命」乃可為説のことばにちなむ。

財得度の者・財は飲食・衣服・金銭など物質的なもの。得度は迷いの此岸から悟りの彼岸に渡ること。あるいは出家して仏門に投じて僧となること。ここではおそらく世財を投じて正法寺の良韶に喜捨し、菩薩戒を受けて信士（優婆塞）・信女（優婆夷）となつた者の意か。

家風万仞：家風は宗風・門風と同じく禅家の風儀。接化指導における独自の特徴。万仞はきわめて深い、きわめて高いこと。

人間を許さず：人間は人のいる所。人里。良韶は厳格な接化で容易に学人を寄せ付けない孤高な宗風をその特徴としたものらしい。

省発の者：省悟啓發した者。悟りを得て迷いを啓いたとする者。

怒目・目を怒らす。目を剥いて怒って見ること。

莫妄想：妄想すること莫かれ。思惟分別する心を放棄せよ。妄想は

一見にわたる分別心、迷妄の心に生ずる実体のない想念。『景德

伝燈錄』卷八「汾州無業禪師」の章に「并汾縉白、無不嚮化。

凡学者致<sup>レ</sup>問、師多答<sup>レ</sup>之云、莫妄想」とある。

住院すること一十四年・貞和四年（一二四八）八月二二日に正法寺

に開堂出世してより康安元年（一二六一）六月一四日に遷化するまでの期間が一四年間であったことをいう。

法嗣は一人も無し・良韶は厳格な学人指導をなしていたことから、印可を与えるほどの人材に恵まれないまま、一人の法嗣も育成し得ないで遷化したものと見られる。

峩山老漢：老漢は老師、老大の宗師。良韶が示寂したとき峩山韶印はすでに八五歳を越えている。

印月泉・月泉良印（仏覺古心禪師、一二九一—一四〇〇）のこと。

奥州の熊谷氏の出身。下野（栃木県）薬師寺戒壇で受具し、総持寺の峨山韶印に参じて法を嗣ぎ、峨山下二十五哲の第一三番目に名を連ねる。良韶の示寂後、韶印の指示で正法寺の席を継ぎ、多くの門人を育成して奥羽の曹洞宗發展に貢献する。羽後（秋田県）

松原（いま秋田市山内字松原）の龜像山補陀寺、羽前（山形県）浅川（いま米沢市浅川）の嶺松山瑞雲寺などを創建し、応永七年二月二十四日（一説に七月二三日）に八二歳で示寂。伝記として

「正法」世瑞雲開山月泉良印禪師行状記や「仏覺古心禪師月泉良印大和尚行狀」が存するほか、本史料と同じく「諸師行錄」二に法嗣の虎溪良乳（一二五三—一四二二）が記した「（正法寺）二代月泉和尚行狀」が収められている。

宗燈：宗旨の法燈。ここでは良印が正法寺の住持を継いで法兄良韶の伽藍法を相承したこと。

嗣統：嗣ぎ続ける。法を嗣いで法燈を繼承すること。

住記年譜：正法寺に所蔵される『正法年譜住山記』のこと。正法寺

第七世（輪住第一五代）の寿雲良椿（？—一五一六）が永正一〇年（一五一三）に古記録をまとめて編集しているが、おそらくそれ以前から何らかの年譜住山の記録が存したものと見られる。

『正法年譜住山記』に「開山和尚早世遷化故、二代和尚・三代和

尚、何当國之生也、峩山和尚指令「當寺相統・給者乎」とある。

古今に明歴なり・古今は昔と今、昔から今まで。明歴ははつきりと  
しているさま。

康暦二己未の歳六月十四日・北朝の康暦二年（南朝の天授六年、一  
三八〇）六月一四日。ただし、己未の年は康暦元年（永和五年を  
三月二二日に改元、一三七九）であるから、干支が正しいとすれ  
ば康暦二は康暦元の誤りと見られる。

永徳寺・岩手県胆沢郡金ヶ崎町永栄寺門前にある報恩山（別に毘盧  
峰）永徳寺のこと。北朝の延文元年（南朝の正平二年、一三五  
六）に郡主柏山氏が建立して道叟道愛を開山に請する。北朝の応  
安五年（南朝の建徳三年・文中元年、一三七二）に後円融天皇  
（諱は緒仁、一三五九—一三九三、在位は一三七一—一三八二）  
の縁旨を賜り、転衣出世の道場に補せられたとされる。永禄三年

〔追記〕本稿を作するに当たって、花園大学禪文化研究所より史料の提供など諸般の面で御協力を得ており、ここに記して感謝申し上げたい。なお、本史料の翻刻・訳註は平成二三年度の駒澤大学大学院・人文科学研究科仏教学専攻（修士課程）の禅  
学特講・（演習）において講読した成果を筆者なりに補正したものである。大学院の授業に参加していただいた修士課程の村  
井弘典・細川哲心・藤沢陽の三氏の名をここに記し、併せて感謝の意を表したい。

（一五六〇）に葛西晴信（壱岐守、？—一五九七）の寄進を受け  
て隆盛する。峨山下五哲のひとり通幻寂靈（一三三二—一三九一）  
筆と伝えられる七五巻本『正法眼藏』を所蔵する。  
法弟・弟弟子。同門の弟分。法の兄弟の中で参考や嗣法が後輩の者  
道叟道愛・良韶・良印の法弟に当たる道叟道愛（？—一三七九）の  
こと。羽後（秋田県）の平氏の出身。比叡山で受戒して天台止觀  
を学んで後、総持寺の峨山韶碩に参じて法を嗣ぎ、峨山下二十五  
哲の第一六番目に名を連ねる。陸中の柏山氏の帰依で永徳寺の開  
山となる。また正法寺にて塔主を勤めて法兄の良印を助化する。  
北朝の康暦元年（南朝の天授五年）九月一三日に示寂。これによ  
れば、本史料は康暦元年六月の撰でなければならない。道愛の伝  
としては『洞上聯燈錄』卷二に「奥州報恩山永徳寺道叟道愛禪師」  
の章が存する。